

ID: 1977

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第10条の4第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】	<p>法第10条の4の規定による。 （不正利得の徴収）</p> <p>第10条の4 市町村は、偽りその他不正の手段により妊婦のための支援給付を受けた者がいるときは、その者から、その妊婦のための支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。</p>		
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日